

認可外保育施設保護者負担金助成事業の実施について

1 概要

認可保育所不承諾による待機で認証保育所以外の認可外保育施設を利用している保護者の経済的な負担軽減を図るため、助成制度を新設する。制度実施に当たり、東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策事業」を活用する。

2 助成制度の内容

(1) 助成要件

- ・認証保育所以外で「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設へ通所していること。
(事業所内保育施設、院内保育施設、グループ保育室、家庭的保育事業、企業主導型保育事業を除く。)
- ・区に認可保育所の入所申込みを行っており、入所承諾を辞退していないこと。
- ・認可外保育施設と月160時間以上の月極め契約をし、月初日に在籍していること。
- ・保護者及び児童がともに月の初日に文京区に住民登録をしていること。
- ・月極め保育料を納入していること。

(2) 助成金額

月額4万円

- ・支払った保育料が助成金額未満の場合は保育料を上限とする。

(3) 助成方法

保護者からの申請を受け、保護者口座に振込む。

3 実施時期

平成29年4月から平成32年3月まで

4 スケジュール（予定）

平成29年2月	定例議会報告
平成29年3月	文京区認可外保育施設保護者負担金助成要綱の制定
平成29年4月	適用開始